

択一式トレーニング問題集の使い方

1 本書の位置づけ

択一式トレーニング問題集は、科目別講義テキスト^{※1}に準拠した問題集です。おおむね過去15年間の本試験問題とオリジナル予想問題を、一問一答の形式により、テキスト項目の順に網羅的に出題しております。択一式試験対策の主要教材としてご活用下さい。

2 仕 様

〔1〕出題問題

科目別講義テキスト^{※1}の内容に対応するおおむね過去15年間の本試験問題とオリジナルの予想問題です。

〔2〕出題形式

問題を左ページ、解答・解説を右ページとする見開きの構成により、一問一答形式で収載しております。

※1： 科目別講義テキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキストのみの一般販売はしていません。

〔3〕表示の意味

左 問題ページ

① 問題番号

② 出題元：令0601B…令和6年試験問題の問1Bの問題であることを示します。
○R…オリジナル問題であることを示します。

③ 新：直近の本試験問題

④ チェック欄：問題の習熟度合を図る目安として活用下さい。

☆：科目別講義テキスト※²の「☆」に関連する優先順位の低い問題であることを示します。

⑤ 改正☆：今次の改正が関連する問題であることを示します。

左ページ

第3節 労働憲章

① ② ③ ④ ⑤
問題 026 令0601B 新 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☆ ☒ 改正☆

労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、寄宿舎に関する条件は含まない。

問題 027 令0301A ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☆

労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となって、労働条件を低下させている場合をいうことから、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。

問題 028 平2505C ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

労働基準法第2条第1項が、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきである。」との理念を明らかにした理由は、概念的には対等である労働者と使用者との間にある現実的な関係の不平等を解決することが、労働基準法の重要な視点であることにある。

問題 029 令0504A ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

労働基準法第2条により、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきもの」であるが、個々の労働者と使用者の間では「対等の立場」は事実上困難であるため、同条は、使用者は労働者に労働組合の設立を促すように努めなければならないと定めている。

11 第1章 総則

第3節 労働憲章

⑥
解答 026 × S63.3.14基発150 / P13 社労士24P5▼

労働条件とは、賃金、労働時間のほか、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件をすべて含む労働者の一切の待遇をいう。

解答 027 ○ S22.9.13発基17 / P13 社労士24P5▼

記述の通り正しい。

7

【労働基準法第1条第2項】

労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者はこの基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

解答 028 ○ 法2条 / P14 社労士24P6▼

記述の通り正しい。

解答 029 × 法2条 / P14 社労士24P6▼

労働基準法第2条において、使用者は労働者に労働組合の設立を促すように努めなければならないとは定められていない。

総則 第1章 12

右ページ

右 解答・解説ページ

⑥ 科目別講義テキスト※²と社労士24レクチャーテキスト※²の参照ページを示します。

7 ：問題に関する補足説明や周辺知識の内容を記載しています。

※²：科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストのみの一般販売はしていません。

3 択一式トレーニング問題集の使い方

〔1〕問題を解く目的

問題を解く目的は、正誤を憶えることではなく、正誤判断をするための「キーワード」と「その理由」を憶えることです。したがって、問題を解くに当たっては、「キーワード」と「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか、どうであれば正しいのか」を見つけ、憶え込むことを強く意識するようにしましょう。

〔2〕回転と目標

問題のキーワードを記憶として定着させるためには、繰り返し問題を解く（回転させる）が必要です。そのため学習初期から、本試験までに何回転するか（長期目標）、各回転をいつまでにするか（中期目標）を定めておき、これらに基づいて、その週・その日に何問解くか（短期目標）を決めましょう。なお、中期目標の達成の都度、チェック欄をチェックしていくと、回転の進捗状況が一目でわかって便利です。

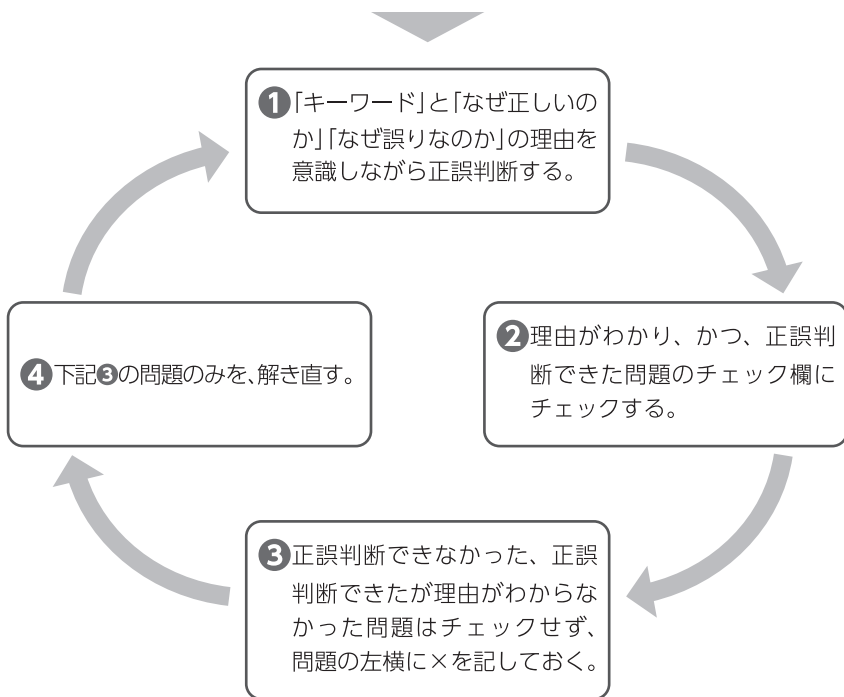
《例》長期目標を5回転とした場合

長期目標	中期目標	達成したら✓
5 回 転	1 回転目→次回講義までに	☒ ☐ ☐ ☐ ☐
	2 回転目→確認テストまでに	☒ ☒ ☐ ☐ ☐
	3 回転目→直前期に入るまでに	☒ ☒ ☒ ☐ ☐
	4 回転目→統一模試までに	☒ ☒ ☒ ☒ ☐
	5 回転目→本試験までに	☒ ☒ ☒ ☒ ☒

〔3〕問題の具体的な取り組み方

問題の取り組み方は様々です。以下ではその一例をご紹介しますので、参考にして下さい。

制限時間（「問題数×30秒以内」など）を設け、制限時間内で解答する。



上記①～④の手順を繰り返し、すべて又は大部分の問題にチェックがついたら、1回転目は終了。

〔4〕問題集巻末の「進捗表」について

巻末に「進捗表」がございます。こちらをご利用になり、ご自身の弱点部分を明確にし、早期克服に心掛けましょう。

〔5〕問題集巻末の「青シート」について

巻末に「青シート」がございます。解答解説ページを隠すシートとしてご利用下さい。

4 よくある質問

〔1〕解くべき問題の優先順位について

問題集には数多くの演習問題が収載されているので、特に初めて学習をされる方は、優先順位を決めたうえで問題を解いていくことをお勧めします。一例として、「☆」の問題は一旦とばしておきましょう。

〔2〕同じ問題を何度も間違えて、次に進めない…

問題を間違えるということは、その問題のキーワードを憶える第一歩です。しかし、間違えが続いてしまう問題は、一旦とばして次の問題に取り組みましょう。学習が進み、科目の全体像や他の科目との関係が把握できてから理解できる内容の問題もあるからです。

〔3〕テキストとトレーニング問題集はどちらが大事？

テキストのみでは、問題のキーワードを知ることができません。また、トレーニング問題集のみでも、全体像を把握しにくいことがあります。いずれか一方に偏るのは得策とはいえません。最も有効なのは、テキストとトレーニング問題集相互で補い合うという学習方法で、①テキストの概要を把握する→②トレーニング問題集を解き、キーワードを記憶する→③テキスト中のキーワードを部分読みする→④上記②③を繰り返すというものです。また、トレーニング問題集で記憶したキーワードや引っ掛け方をテキストの該当箇所へ書き込んでおくという方法もお勧めです。

学 習 内 容

第 1 章 医療・介護関係

第 2 章 船員保険法・児童手当法・社会保険労務士法

第 3 章 企業年金関係

第 4 章 社会保険審査官及び社会保険審査会法その他

第 5 章 その他

学 習 範 囲

※資格の大原社会保険労務士講座受講生の学習範囲です。

社労士合格コース/社労士経験者合格コース/社労士速修合格コース

上記コースの各回の講義に対応した、「トレーニング問題集学習範囲」につきましては、別紙にてご案内いたします。

社労士24

章	問題集学習範囲	章	問題集学習範囲
1	問題001～問題044	6	問題141～問題179
2	問題045～問題072	7	問題180～問題204
3	問題073～問題106	8	問題205～問題234
4	問題107～問題125	9	問題235～問題253
5	問題126～問題140		

第1節 国民健康保険法

問題 001 令0309 A ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

国民健康保険法第1条では、「この法律は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と規定している。

問題 002 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第1条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。

問題 003 令0608 A **新** ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

市町村（特別区を含む。以下本問において同じ。）は、国民健康保険事業の運営が適切かつ円滑に行われるよう、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）その他の関係者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

問題 004 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☆

都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、おおむね2年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（都道府県国民健康保険運営方針）を定めるものとする。

第1節 国民健康保険法

解答 001 × 国民健康保険法1条／P2 社労士24P3▼

国民健康保険法第1条では「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と規定している。なお、「同法第2条」では「国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。」と規定している。

解答 002 × 国民健康保険法4条／P3 社労士24P4▼

「国」は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第1条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。



都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。

解答 003 × 国民健康保険法4条／P3 社労士24Pー▼

本肢の場合、「都道府県」が必要な指導及び助言を行う。

解答 004 × 国民健康保険法82条の2／P3 社労士24P11▼

本肢については、「おおむね2年ごと」ではなく「おおむね6年ごと」である。

問題 005 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

都道府県は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより特別会計を設けなければならないが、市町村は、特別会計を設ける必要はない。

問題 006 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するために、国民健康保険審査会が市町村に設置される。

問題 007 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

都道府県の区域内に住所を有する世帯主は、適用除外に該当する者を除き、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者となり、その家族は被扶養者となる。

問題 008 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

修学のため一の市町村の区域内に住所を有する被保険者であって、修学していないとすれば他の市町村の区域内に住所を有する他人と同一の世帯に属するものと認められるものは、国民健康保険法の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有するものとみなし、かつ、当該世帯に属するものとみなす。

解答 005 × 国民健康保険法10条／P4 社労士24P4▼

都道府県及び「市町村」は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならない。

解答 006 × 国民健康保険法11条／P4 社労士24P4▼

国民健康保険事業の運営に関する事項（一定の重要事項に限る。）を審議させるため、「都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く」。また、国民健康保険事業の運営に関する事項（一定の重要事項に限る。）を審議させるため、「市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く」。なお、「国民健康保険審査会」は不服申立の審査機関である。

解答 007 × 国民健康保険法5条／P6・2 社労士24P3▼

都道府県の区域内に住所を有する者は、世帯主及びその家族も当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の「被保険者」となる。なお、健康保険法にいう被扶養者の概念は存在しない。

解答 008 ○ 国民健康保険法116条／P6 社労士24P5▼

本肢は「修学中の被保険者の特例」に関する内容である。



【病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例】

入院等をしたことにより、病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であって、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、一定の場合を除き、当該他の市町村の区域内に住所を有するものとみなす。

問題 009 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者は、都道府県等が行う国民健康保険の被保険者になることができる。

問題 010 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

国民健康保険組合の被保険者は、都道府県等が行う国民健康保険の被保険者になることができる。

問題 011 令0307B ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は、都道府県等が行う国民健康保険の被保険者となる。

問題 012 令0608B  ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

国保組合は、規約の定めるところにより、組合員の世帯に属する者を包括して被保険者としなければならないことができる。

問題 013 令0307A ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下本問において同じ。）とともに行う国民健康保険（以下本問において「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日の翌日又は国民健康保険法第6条各号のいずれにも該当しなくなった日の翌日から、その資格を取得する。

問題 014 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

国は、政令の定めるところにより、国民健康保険組合に対して国民健康保険の事務の執行に要する費用の100分の32を補助することができる。

解答 009 × 国民健康保険法6条／P7 社労士24P5▼

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者は、都道府県等が行う国民健康保険の「被保険者にならない」。

解答 010 × 国民健康保険法6条／P7 社労士24P5▼

国民健康保険組合の被保険者は、都道府県等が行う国民健康保険の「被保険者にならない」。

解答 011 × 国民健康保険法6条／P7 社労士24P5▼

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は、その保護を停止されている場合を除き「都道府県等が行う国民健康保険の被保険者とならない。」

解答 012 ○ 国民健康保険法19条／P7 社労士24P6▼

記述の通り正しい。

解答 013 × 国民健康保険法7条／P8 社労士24P6▼

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った「日」又は国民健康保険法第6条各号のいずれにも該当しなくなった「日」から、その資格を取得する。

解答 014 × 国民健康保険法69条／P9 社労士24P6▼

国は、政令の定めるところにより、国民健康保険組合に対して国民健康保険の事務の執行に要する費用「を負担する」。

問題 015 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

国は、国民健康保険組合に対して医療給付費等について補助することはない。

問題 016 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☆

国は、国民健康保険組合について、国民健康保険組合の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、国民健康保険組合に対して調整交付金を交付する。

問題 017 平3009A ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

国民健康保険法施行令第29条の7の規定では、市町村が徴収する世帯主に対する国民健康保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額、前期高齢者納付金等賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額とされている。

問題 018 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 

国民健康保険法施行令では、市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は63万円、後期高齢者支援金等賦課額は19万円、介護納付金賦課額は15万円を超えることはできないことを規定している。

解答 015 × 国民健康保険法73条／P9 社労士24P6▼

【療養給付費等負担金】

- ① 国は、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、都道府県に対し、医療給付費等の100分の32を負担する。
- ② 国は、国民健康保険組合に対し、医療給付費等に組合の財政力を勘案して「100分の13から100分の32までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助することができる」。

解答 016 × 国民健康保険法72条／P9 社労士24P7▼

国は、国民健康保険組合には、調整交付金を交付しない。なお、国は、都道府県等が行う国民健康保険について、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、「都道府県」に対して調整交付金を交付する。

解答 017 × 国民健康保険法施行令29条の7／P12 社労士24P7▼

本肢の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した「基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額」とされている。

解答 018 × 国民健康保険令29条の7／P12 社労士24P7▼

国民健康保険法施行令では、市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は「66万円」、後期高齢者支援金等賦課額は「26万円」、介護納付金賦課額は「17万円」を超えることはできないことを規定している。

問題 019 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

国民健康保険法施行令では、世帯に出産被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する所得割額及び被保険者均等割額を減額することを規定している。当該規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日（一定の場合には、出産の日）の属する月（出産予定月）の前々月（多胎妊娠の場合には、4 か月前）から出産予定月の翌月までの期間に係る額を基準として算定した額である。

問題 020 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、老齢退職年金給付を対象に行われるが、年金額が一定額以上の者であっても、障害年金給付や遺族年金給付は対象とならない。

問題 021 令0610B **新** ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

市町村（特別区を含む。）及び国保組合は、国民健康保険の被保険者の死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、埋葬料として、5 万円を支給する。

問題 022 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

市町村及び国民健康保険組合は、被保険者の死亡に関しては、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行わなければならない。

問題 023 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

市町村及び国民健康保険組合は、傷病手当金については、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

解答 019 × 国民健康保険令29条の7／P12 社労士24P8▼

本肢の減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日（一定の場合には、出産の日）の属する月（出産予定月）の「前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月」までの期間に係る額を基準として算定した額である。

解答 020 × 国民健康保険法76条の3／P13 社労士24P8▼

障害年金給付や遺族年金給付も、特別徴収の対象となる。

解答 021 × 国民健康保険法58条／P15 社労士24P8▼

市町村（特別区を含む。）及び国保組合は、被保険者の死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、「葬祭費の支給又は葬祭の給付」を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。なお、金額については、条例又は規約の定めるところによるため、一律5万円となるわけではない。

解答 022 × 国民健康保険法58条／P15 社労士24P8▼

葬祭費の支給又は葬祭の給付については、「特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる」。

解答 023 × 国民健康保険法58条／P15 社労士24P8▼

傷病手当金については、給付を行うか否か、及びいかなる内容の給付を行うかが市町村及び国民健康保険組合の「任意に委ねられている」。

問題 024 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

市町村及び国民健康保険組合は、被保険者が療養の給付を受けるために病院又は診療所に移送されたときは、条例又は規約の定めるところにより移送費の支給を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

問題 025 令0106B ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

問題 026 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

国民健康保険の被保険者（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある被保険者とする。）が、保険医療機関等において療養の給付を受けるときの一部負担金の割合は、10分の3である。

問題 027 平2507B ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

保険医及び保険薬剤師は国民健康保険の診療又は調剤に関し、国民健康保険団体連合会の指導を受けなければならない。

問題 028 令0307D ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

国民健康保険診療報酬審査委員会は、都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（その区域内の都道府県若しくは市町村又は組合の3分の2以上が加入しないものを除く。）に置かれ、都道府県知事が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに被保険者を代表する委員をもって組織される。

解答 024 × 国民健康保険法54条の4 / P 15 社労士24P8▼

移送費については、市町村及び国民健康保険組合が必ず実施しなければならない保険給付である。

解答 025 ○ 国民健康保険法58条 / P 15 社労士24P8▼

記述の通り正しい。

解答 026 × 国民健康保険法42条 / P 16 社労士24P9▼

本枝の場合の負担割合は、「10分の2」である。

解答 027 × 国民健康保険法41条 / P 16 社労士24P9▼

保険医及び保険薬剤師は国民健康保険の診療又は調剤に関し、「厚生労働大臣又は都道府県知事」の指導を受けなければならない。

解答 028 × 国民健康保険法87条、88条 / P 17 社労士24P5▼

本枝の「被保険者を代表する委員」について、正しくは「公益を代表する委員」である。

問題 029 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

国民健康保険診療報酬審査委員会は、厚生労働大臣が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員、都道府県及び当該都道府県内の市町村並びに国民健康保険組合を代表する委員並びに公益を代表する委員をもって組織し、委員は厚生労働大臣が委嘱する。

問題 030 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ **改正**★

市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合は、保険料を滞納している世帯主又は組合員（一定の者を除く。以下「保険料滞納世帯主等」という。）が、当該保険料の納期限から1年間が経過するまでの間に、当該市町村又は国民健康保険組合が保険料納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等を除く。）が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、療養費を支給する。

問題 031 O R ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ **改正**★

市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合は、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年間が経過するまでの間に、当該市町村又は国民健康保険組合が保険料納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

解答 029 × 国民健康保険法88条／P17 社労士24P5▼

国民健康保険診療報酬審査委員会は、「都道府県知事」が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員、都道府県及び当該都道府県内の市町村並びに国民健康保険組合を代表する委員並びに公益を代表する委員をもって組織し、委員は「都道府県知事」が委嘱する。

**解答 030 × 国民健康保険法54条の3、則27条の4の3
／P17 社労士24P9▼**

本肢において支給されるのは、療養費ではなく「特別療養費」である。

解答 031 × 国民健康保険法63条の2、則32条の2／P18 社労士24P10▼

本肢については、「1年間」ではなく「1年6か月間」である。